

# 生活保護のしおり

## 生活保護とは

国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

## 生活保護の目的

年金や給与などの収入が、世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるように支援することを目的とします。

### 生活保護法 第1条

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。



明石市生活福祉課

## ● 生活保護を利用するには

生活保護を利用する方は、次のような活用できる資産や能力などをすべて活用することが求められます。

なお、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

### 能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。

### 資産の活用

土地・家屋、預貯金、生命保険、貴金属、自動車などの資産は、原則として処分して生活費にあててください。

また、生活保護を利用している期間は、**自動車の保有や使用は、原則認められません。他人名義の自動車の使用も、同様に認めることはできません。**資産の保有が認められるかどうかは、様々な要件を基に生活福祉課で検討して決定します。保有が認められる可能性があるのはたとえば以下のようなものなどになりますので、ご相談ください。

- ・自分が住んでいる土地・家屋
- ・障害のある方が通勤、通学、通院に必要とする自動車
- ・125cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車

なお、資産を保有していても、保護を申請いただくことは可能です。  
(売却後にそれまでに支給した保護費を返還いただくことがあります)

### さまざまな制度の活用

生活保護以外の法律や制度で給付を受けられるものがあれば、手続きをしてください。

たとえば、

**老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付、労災保険給付、自立支援医療など**

## 扶養義務者からの援助

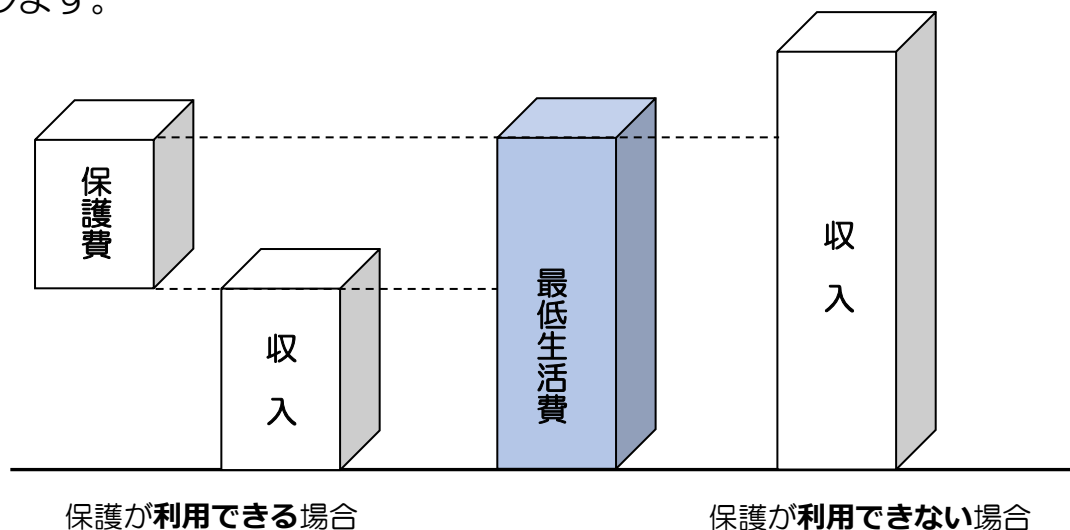
親子、兄弟姉妹などの扶養義務者には、よく相談してできる限りの援助をお願いしてください。（扶養義務者には、原則として扶養の照会を行います。DV・虐待などの経緯がある場合や、10年程度交流がない場合などは照会をしないことがありますので、ご相談ください）

## ● 保護費と収入

生活保護は、世帯を単位として決められます。

生計をともにしている方々は、同一世帯として扱われます。

国が定めた基準により計算したその世帯の**最低生活費**とその世帯の**収入**とを比べ、**収入が少ない場合にその不足する分を保護費として支給**します。

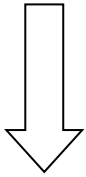


## ● 保護の種類

- ① 生活扶助…食費・衣服費・光熱水費など
- ② 住宅扶助…家賃・地代・敷金・住宅の補修費など
- ③ 医療扶助…病気やケガの治療費、入院中の食事代など
- ④ 介護扶助…介護サービスを受ける費用
- ⑤ 教育扶助…義務教育にかかる学用品代・給食費など
- ⑥ 生業扶助…自立のための技能習得の費用、就職のための費用、高等学校などの就学費用
- ⑦ 出産扶助…出産のための費用
- ⑧ 葬祭扶助…葬祭のための費用

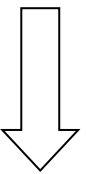
## ● 生活保護の相談から利用まで

### ①相談



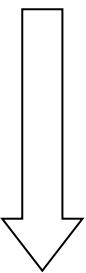
生活福祉課に相談し、お困りの内容をご相談ください。

### ②申請



保護の申請意思のある方は、申し出てください。書類をお渡ししますので、記入・提出をお願いします。

### ③調査



申請後に、生活状況や資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。原則 14 日（調査に時間を要する場合等は 30 日）以内に結果を通知します。

### ④利用開始

保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、担当職員による自立に向けた支援が開始されます。

※ 担当職員が相談や申請に対応します。事前に電話で担当を確認いただきますと、相談や申請手続きをスムーズに行うことができます。また、病気等で来庁できない方は、申し出てください。

#### お問い合わせ先

明石市 生活福祉課  
明石市相生町 2 丁目 5 番 15 号  
北庁舎（旧保健センター）4 階  
☎078-918-5028